

豊川市監査公表第21号

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和5年11月13日

豊川市監査委員	武	田	久	計
同	鈴	木	篤	男
同	奥	澤	和	行

別紙

定例監査（学校）の結果に関する報告

1 監査の対象施設及び所管部署

（1）対象施設

桜木小学校、豊小学校、一宮中学校

（2）所管部署

教育委員会庶務課、学校教育課、学校給食課

2 監査の範囲

令和4年4月1日～令和5年8月22日

3 監査の実施期間

令和5年7月10日～令和5年8月22日

4 監査の方法

監査においては、あらかじめ説明資料等の提出を求め、関係諸帳簿及び書類等を照合、確認等するとともに、関係職員から聴取するなどの方法により実施した。

監査の項目としては、以下のとおりである。

(1) 一般項目

- ア 予算執行状況について
- イ 収入未済の取扱事務について
- ウ 備品等の管理に関する事務について
- エ 受託事業に関する事務について
- オ 公金の取扱事務について
- カ 物品の購入事務について（出先直接購入分）
- キ 庶務その他事務について

5 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

【桜木小学校】

(1) 総括

監査の項目については、軽微な注意事項があったが、概ね適正に執行されていると認められた。

【豊小学校】

(1) 総括

監査の項目については、一部に改善を要する事項があったので必要な措置を講じられたい。

(2) 指摘事項

ア 改善事項

毒物・劇物の管理において、薬品の質量の管理に関し、ビンの重さを差し引いて管理していた。そのため、平成20年9月3日付け豊教学第1243号「毒物・劇物の管理について（通知）」のとおり毒物・劇物受払簿の質量を、ビンを含めた総重量で記録したものに修正するとともに、適正な管理方法をとるよう改善されたい。

【一宮中学校】

(1) 総括

監査の項目については、一部に改善を要する事項があったので必要な措置を講じられたい。

(2) 指摘事項

ア 改善事項

毒物・劇物の管理において、現状使用されておらず、今後も使用する見込みがない不要な薬品が保管されていた。そのため、平成20年9月3日付け豊教学第1243号「毒物・劇物の管理について（通知）」のとおり、教育委員会と協議の上、速やかに処分するとともに、適正な管理方法をとるよう改善されたい。

【教育委員会庶務課、学校教育課、学校給食課】

(1) 総括

監査の項目については、一部に改善を要する事項があったので必要な措置を講じられたい。

(2) 指摘事項

ア 改善事項

(ア) 豊小学校において、薬品の質量の管理に関し、ビンの重さを差し引いて管理していた事例が見受けられた。そのため、市内全小中学校に対し、再度、平成20年9月3日付け豊教学第1243号「毒物・劇物の管理について（通知）」のとおり周知徹底を図るとともに、統一的な管理となるよう改善されたい。

(イ) 一宮中学校において、現状使用されておらず、今後も使用する見込みがない不要な薬品が保管されていた。そのため、市内全小中学校に対し、平成20年9月3日付け豊教学第1243号「毒物・劇物の管理について（通知）」のとおり、不要な薬品を一切処分させ、適正な管理となるよう改善されたい。